

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
(設置) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条 第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から24の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。 2～4 略					(設置) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条 第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から21の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。 2～4 略				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
17 鳥取県	障害者自立支援法（平成17年法律	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計	県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の	17 鳥取県	障害者自立支援法（平成17年法律	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計	県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の

立支援対策臨時特例基金	第123号)に基づく制度の円滑な運営及び福祉・介護人材の確保を図ること。	上して当該基金に積立て	<p>財源に充てる とき。</p> <p>(1) 障害者自立支援法による障害福祉サービスを提供する事業者に対する<u>運営の安定化等</u>を図る措置のための事業</p> <p>(2) 障害者自立支援法による新しい事業体系への移行等のための<u>円滑な実施</u>を図る措置のための事業</p> <p>(3) <u>福祉・介護人材の緊急的な確保</u>を図る措置のための事業</p> <p>(4) その他障害者自立支援法及び<u>福祉・介護人材の確保対策</u>の円滑な実施のために<u>緊急に必要とされる</u>事業</p>	立支援対策臨時特例基金	第123号)に基づく制度の円滑な運営を図ること。	上して当該基金に積立て	<p>財源に充てる とき。</p> <p>(1) 障害者自立支援法の<u>施行に伴う激変緩和措置</u>として<u>同法</u>による障害福祉サービスを提供する事業者に対して<u>行う事業</u></p> <p>(2) 障害者自立支援法による新しい事業体系への移行等のための<u>緊急的な経過措置</u>のための事業</p> <p>(3) その他障害者自立支援法の<u>円滑な運用</u>を図るために<u>実施する緊急的な事業</u></p>		
略				略					
21 鳥取県 妊婦健康診査支援	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	21 鳥取県 妊婦健康診査支援	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

基金	図るこ と。		金に積 立て		基金	図るこ と。		金に積 立て
22 鳥 取県 地域 活性化・ 生活 対策 臨時 基金	地域の 活力を維 持・再生 するため に、地域 の諸課題 に柔軟に 対応して 県民の生 活基盤の 整備を図 り、もっ て県民生 活の向上 に資する こと。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。				
23 鳥 取県 安心 こども 基金	保育所 の計画的 な整備等 を実施す るととも に、認定 こども園 等の新た な保育需 要に対応 するなど、 子どもを 安心して 育てるこ とができる ような体 制整備を 行うこと。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。				
24 鳥 取県 消費 者行 政活 性化 基金	消費生 活相談の 複雑化・ 高度化に 対応し て、消費 生活相談 窓口の機	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。				

能強化等 を図ること。									
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。